

令和8年度「ぐんま劇場」支援事業補助金 募集要項

1. 募集対象者は、次の全てに該当する者とする。
 - (1) 県内に活動の拠点を有していること。
 - (2) 県内において、演劇の分野で幅広く文化芸術活動を行っている劇団又は個人（以下「劇団」という。）であること。
 - (3) 過去1年間、本事業の補助対象となっていないこと。
 - (4) 劇団が暴力団と関係しないこと。
2. 募集対象事業は、次の全てに該当する事業とする。
 - (1) 県内で行われる演劇の公演又は事業であること。
 - (2) 広く県民を対象としていること。
 - (3) 専ら営利を目的とせず、本県文化芸術の振興と活性化に資すること。
 - (4) 特定の宗教、思想等の宣伝を目的としたものでないこと。
 - (5) 群馬県の補助及び県関係団体の助成を受けていないこと。
 - (6) 劇団の運営費の確保を目的としていないこと。
 - (7) 学校等の部活動の発表会と認められるものでないこと。
3. 募集対象期間は、令和8年9月1日（火）から令和9年1月31日（日）の間に実施される事業とする。
4. 補助の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の実施に必要な経費の2/3以内（補助上限額の範囲内）を実施団体に対し補助する。（指定口座に振り込む）ただし、本事業以外に補助金や助成等が生じる場合には補助対象経費から当該金額を差し引いた額の2/3以内を補助するものとする。
 - (2) 補助上限額は20万円とする。（ただし理事長が特別に認めた場合はこの限りでない）
なお、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - (3) 劇団の自己負担金が発生しない場合には、補助金は支出できないものとする。
 - (4) 事業団ホームページ、文化通信等で事業の広報を行う。
5. 補助対象経費は、施設使用料（附属設備含む）、諸謝金、委託料、印刷製本費、広告費、賃借料、消耗品費、通信運搬費等に係る経費である。補助対象経費は、個別の事業に係る費用全般であり、理事長が特別に認めた場合を除き、次の経費は補助対象外とする。
 - (1) 年間を通しての劇団活動費や一般的な備品購入費。
 - (2) 劇団構成員に対する諸謝金、交通費、燃料費、運搬費等。
 - (3) 飲食に係る経費。
6. 事業実施上の留意点は、次のとおりとする。
 - (1) 軽易な変更を除き、事業目的、内容、実施方法等の大幅な変更が生じるときは、変更承認申請書類を提出し、協議すること。
 - (2) 入場料の設定は任意であるが、多くの県民が鑑賞できるよう配慮すること。
 - (3) 採択事業は「第50回県民芸術祭協賛事業」となる。
 - (4) 広報印刷物に、必ず、次の事項を表示すること。
 - ・「（公財）群馬県教育文化事業団令和8年度ぐんま劇場補助事業」
 - ・「第50回県民芸術祭協賛事業」※事業団担当者に提示し確認を受けること。
 - (5) 公演又は事業終了後、その完了した日から起算して30日を経過した日までに、実績報告書類を提出すること。
7. 募集手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 募集方法 補助金申請様式を郵送又はメールで提出すること。
 - (2) 募集期限 令和8年6月20日（土）必着
 - (3) 結果 申込者全員に文書で通知する。
 - (4) 申込・問い合わせ先
〒371-0801 前橋市文京町 2-20-22
公益財団法人群馬県教育文化事業団 事業支援課
電 話 027-243-7200 FAX 027-221-4082
メー ル shienka@gunmabunkazigyodan.or.jp